

本事業の対象校一覧

区分	学校名	住所	都市ガス 本管の 有無	区分	学校名	住所	都市ガス 本管の 有無
小学校 (29校)	第一小学校	殿町 1349 番地 1	○	中学校 (11校)	殿町中学校	殿町 1508 番地 1	○
	第二小学校	垣鼻町 633 番地	○		鎌田中学校	鎌田町 656 番地	○
	第三小学校	西之庄町 150 番地	○		久保中学校	垣鼻町 1790 番地 1	○
	第四小学校	鎌田町 428 番地 4	○		東部中学校	魚見町 884 番地	—
	第五小学校	久保町 276 番地	○		中部中学校	立野町 1344 番地	—
	幸小学校	殿町 1198 番地 2	○		大江中学校	小片野町 228 番地	—
	松江小学校	川井町 380 番地 1	○		西中学校	曲町 4 番地 8	—
	伊勢寺小学校	伊勢寺町 26 番地	—		嬉野中学校	嬉野下之庄町 1725 番地	—
	港小学校	荒木町 16 番地	—		三雲中学校	中道町 345 番地	○
	東部北小学校	大宮田町 195 番地	—		飯南中学校	飯南町粥見 566 番地	—
	東部南小学校	豊原町 1120 番地	—		飯高中学校	飯高町宮前 927 番地	—
	花岡小学校	大黒田町 757 番地	○				
	松尾小学校	丹生寺町 566 番地	—				
	大河内小学校	矢津町 1775 番地	—				
	南小学校	小片野町 945 番地	—				
	射和小学校	射和町 557 番地 1	—				
	山室山小学校	光町 1 番地	—				
	徳和小学校	上川町 197 番地 4	—				
	豊地小学校	嬉野堀之内町 229 番地	—				
	中川小学校	嬉野中川町 1057 番地	—				
	豊田小学校	嬉野川北町 1338 番地 2	—				
	中原小学校	嬉野田村町 44 番地	—				
	天白小学校	曾原町 774 番地	○				
	鵜小学校	笠松町 279 番地	—				
	小野江小学校	小野江町 355 番地	—				
	よねのしょう 小学校	市場庄町 20 番地	—				
	粥見小学校	飯南町粥見 3969 番地	—				
	香肌小学校	飯高町森 1810 番地 2	—				
	宮前小学校	飯高町宮前 1022 番地	—				

現地見学会の実施及び留意点

1. 実施概要

1.1. 現地見学対象校

松阪市立小中学校 40 校

1.2. 実施時期等

ア 期間

令和 8 年 5 月 18 日（月）～令和 8 年 6 月 1 日（月）

イ 見学方法

- ・ 見学会の当日は、指定された対象校に集合し、見学を開始する。
- ・ 指定日及び指定時間以外の見学は不可とする。
- ・ 指定日及び指定時間内であれば、対象体育館内、校舎周り、敷地周り、受変電設備の状況等を見学することができるものとする。

2. 現地見学会の申込み等

2.1. 申込期間、場所及び方法

申込期間：令和 8 年 5 月 11 日（月）～令和 8 年 5 月 14 日（木）17 時まで

申込場所：入札説明書「11.2.5. 問合せ先」を参照すること。

申込方法：

ア 現地見学会の参加は、可能な限り入札参加者の組成を予定している複数社での参加申込とすること。

イ「現地見学会参加申込書（様式 1-1）」を市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入のうえ、電子メール（ファイル添付）又は電子申請システム（LoGo フォーム）（<https://logoform.jp/f/5Uhvs>）にて提出すること。なお、電子メールの場合、件名は「現地見学会参加申込書」と記載すること。また、電子メール又は電子申請システム（LoGo フォーム）で参加申込書を提出後、入札説明書「11.2.5. 問合せ先」へ電話にて受信の確認を行うこと。

2.2. 留意事項

ア 人数はそれぞれの学校ごとに各グループ 5 名までとする。

イ 受付場所は対象校の正門とする。

ウ 見学日時は厳守すること。

エ 学校地内は全面禁煙とする。

オ 駐車場は各グループ（グループ組成が出来ていない場合は各社）1 台用意するものとする。駐車場の要否は様式に記載すること。

カ 見学に必要な書類、上履き等については、各自持参すること。

キ 見学中は、市の指示に従い、指定した名札を着用すること。

ク 見学中は学校教育活動等に支障をきたさないよう留意し、市職員・学校職員の指示にした

がうこと。

- ケ 学校施設の撮影は可とするが、個人が特定されるような撮影は不可とする。また、撮影した写真は本事業以外に使用しないこと。
- コ 現地見学会における市職員・学校職員の説明は、学校の施設、設備、敷地等の案内に関する事項のみとし、質問は受け付けられないものとする。また、当該市職員・学校職員の発言は、本事業における個別の事業条件を規定したり、許可したりするものではない。

【対象校における見学日及び時間】

日程	時間	学校
5月18日 (月)	9:00~10:30	殿町中学校
	10:50~12:20	第一小学校
	13:20~14:50	第二小学校
	15:10~16:40	第三小学校
5月19日 (火)	9:00~10:30	幸小学校
	10:50~12:20	第五小学校
	13:20~14:50	久保中学校
5月20日 (水)	9:00~10:30	港小学校
	10:50~12:20	鎌田中学校
	13:20~14:50	第四小学校
	15:20~16:50	小野江小学校
5月21日 (木)	9:00~10:30	東部中学校
	10:50~12:20	東部北小学校
	13:20~14:50	東部南小学校
5月22日 (金)	9:00~10:30	山室山小学校
	10:50~12:20	花岡小学校
	13:20~14:50	徳和小学校
	15:10~16:40	中部中学校

日程	時間	学校
5月25日 (月)	9:00~10:30	西中学校
	10:50~12:20	松江小学校
	13:20~14:50	伊勢寺小学校
	15:10~16:40	松尾小学校
5月26日 (火)	9:00~10:30	大河内小学校
	10:50~12:20	射和小学校
	15:10~16:40	中原小学校
5月27日 (水)	9:00~10:30	嬉野中学校
	10:50~12:20	豊地小学校
	13:20~14:50	中川小学校
	15:10~16:40	豊田小学校
5月28日 (木)	9:00~10:30	よねのしょう小学校
	10:50~12:20	三雲中学校
	13:20~14:50	天白小学校
	15:10~16:40	鶴小学校
5月29日 (金)		
	10:50~12:20	粥見小学校
	13:20~14:50	飯高中学校
	15:10~16:40	飯南中学校

日程	時間	学校
6月1日 (月)	9:00~10:30	南小学校
	10:50~12:20	大江中学校
	13:20~14:50	宮前小学校
	15:20~16:50	香肌小学校

※ 時間については、状況に応じて多少前後する。

※ 提案書類として詳細提案を求めるモデル校については、飯南中学校、鎌田中学校、豊田小学校、第二小学校の4校とする。

参考書類の貸与

1. 貸与書類

以下の参考書類を希望者に直接貸与する。ただし、書類の内容と現状との整合については、市が保証するものではない。

なお、下記の書類はすべて CD-R によるデータ提供とする。

- ア 令和 6 年度 施設台帳（配置図・平面図）
- イ 学校新增改築等設計図書*
- ウ 令和 7 年度 電気設備年次点検報告書（小学校・中学校）
- エ 令和 6 年度 学校 契約電力・電気使用量一覧
- オ 令和 6 年度 学校 都市ガス使用量一覧
- カ 令和 6 年度 学校 液化石油ガス使用量一覧

※ 対象となる全ての図書があるわけではない。

2. 申込方法等

2.1. 申込期間、場所及び方法

申込期間：令和 8 年 5 月 7 日（木）～令和 8 年 8 月 10 日（月）16 時 30 分まで（土日、祝日は除く）

申込場所：「11.2.5. 問合せ先」を参照すること。（貸与場所及び返却場所も同様とする）

申込方法：「参考書類貸与申込書（様式 1-2）」に必要事項を記入し、事前に「11.2.5. 問合せ先」に電話連絡のうえ、申込場所に提出すること。参考書類は申込時に CD-R により直接貸与する。

2.2. 留意事項

貸与する参考書類は、一般公表することを前提としていない情報であるため、関係者以外配布禁止とし、取扱いに注意すること。また、入札参加者は、貸与された参考書類を本事業に係る業務以外で使用しないこととし、不要になった場合には、速やかに返却すること。返却の方法については別途、指示する。

リスク分担表（案）

[リスク分担表（案）凡例：○主たるリスクの負担者、△従たるリスクの負担者]

■ 共通

リスク項目		No	リスク内容	リスク分担	
				市	事業者
入札説明書リスク		1	入札説明書等の各種公表文書の誤りや市の理由による変更に関するもの	○	
制度関連 リスク	法令変更 リスク	2	本事業に係る根拠法令の変更、新たな規制立法の成立など	○※1	
		3	本事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法		○
	税制変更 リスク	4	消費税および地方消費税に関する変更	○	
		5	本事業に直接影響を及ぼす税制の新設及び変更	○	
		6	上記以外の税制の変更等		○
	許認可等 リスク	7	事業管理者として市が取得すべき許認可の遅延	○	
		8	業務の実施に関して事業者が取得すべき許認可の遅延		○
	政策変更 リスク	9	政策変更（事業の取りやめ、学校統廃合、その他）等による事業への影響	○※2	
	社会リスク	住民対応 リスク	10	整備及び事業方針に関する住民反対運動、訴訟、要望などへの対応	○
11			事業者が行う調査、施工等に関する近隣住民の訴訟、苦情、要望などへの対応		○
環境 リスク		12	事業者が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、臭気、有害物質の排出など）に関する対応		○
第三者賠償 リスク		13	事業者の行う業務に起因する事故などにより第三者に損害を与えた場合		○
		14	市の責任により生じた事故で第三者に与えた損害の賠償	○	
不可抗力リスク		15	想定以上の暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、落雷などの自然災害、並びに戦争、暴動その他の人為的な事象による設備等の損害	○※3	△※3
経済リスク	資金調達 リスク	16	市が調達する必要な資金の確保に関するもの	○	
		17	事業者が調達する必要な資金の確保に関するもの		○
	物価変動 リスク	18	施工期間中における一定の範囲を超える物価変動に伴う事業者の費用の増減	○※4	○※4

■設計・施工・工事監理段階で発現したリスク

リスク項目		No	リスク内容	リスク分担	
				市	事業者
測量・調査リスク		19	事業者が実施した測量、調査等に不備があった場合		○
		20	事業者が実施した測量、調査の結果、既存校舎の構造等に想定し得ない重大な欠陥が発見された場合等	○	
計画リスク	設計リスク	21	事業者が実施した設計に不備があった場合		○
	計画変更リスク	22	市の要望による設計条件の変更等を行う場合	○	
施工リスク	施工費増加リスク	23	事業者の責めに帰すべき事由による施工費の増加		○
		24	市の責めに帰すべき事由による施工費の増加	○	
	工期遅延リスク	25	事業者の責めに帰すべき事由により、契約期日までに空調設備を供用できない又は施工が完了しない場合		○
		26	市の責めに帰すべき事由により、契約期日までに空調設備を供用できない又は施工が完了しない場合	○	
	施設、設備損傷リスク	27	施工により施設又は空調設備が損傷した場合		○
工事監理リスク		28	工事監理の不備により施工内容、工期などに不具合が発生した場合		○
要求性能未達リスク		29	工事完了後、市の検査で要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合		○

【注釈】

- ※1 環境関連の基準変更によって導入機器への要求水準が変更となった場合等、本事業に直接関係する法令の改正等については、基本的に市が負担するが、事業者においても、変更後の要求水準に適合させるための一定の努力を義務づけるものとする。
- ※2 政策変更（事業の取りやめ、学校統廃合、その他）等による事業への影響により、事業者に追加費用が発生した場合、その費用は市が負担するものとする。ただし、当該事由により、対象範囲が変更される場合は、変更の内容に応じて、市が事業者に支払う費用を改定することを条件とする。
- ※3 不可抗力事由により、事業者に追加費用その他損害が発生した場合または第三者に損害が発生し市または事業者において当該第三者に対して責任を負うべき場合は、一定の金額までを事業者の負担、それを超えるものについては市の負担とする。より詳細な負担方法については、事業契約書において示す。
- ※4 物価変動等により一定程度の下降または上昇があった場合、費用の調整を行う。